

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第28号

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(香芝市表彰条例の一部改正)

第1条 香芝市表彰条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、上下水道部」を削る。

(香芝市行政組織条例の一部改正)

第2条 香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条都市創造部の項に次の1号を加える。

(10) 下水道に関すること。

(香芝市職員定数条例の一部改正)

第3条 香芝市職員定数条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業委員会及び上下水道事業」を「及び農業委員会」に改める。

第2条第1号中「490人」を「530人」に改め、同条第8号を削る。

(香芝市の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 香芝市の職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）第4条又は第8条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）第4条」を「及び公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）第4条又は第8条」に改める。

(公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び」及び「であって、企業職員以外のもの」を削る。

第5条中「企業職員である職員及び」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「企業職員又は」を削る。

（香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、技能労務職員及び地方公営企業に勤務する者」を「及び技能労務職員」に改める。

（香芝市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 香芝市職員の退職手当に関する条例（平成3年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）」を削る。

第11条第6項中「香芝市職員（」の次に「奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年条例第 号）第3条の規定による改正前の」を加える。

（香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正）

第8条 香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（水道料金を除く。）」を削る。

（香芝市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 香芝市上下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第2条中「。以下「令」という。」を削り、「の規定の全部」を「第2条第2項に規定する財務規定等」に改める。

第3条第1項中「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を「下水道事業」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第4条を削る。

第5条中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「見積価格」を「見積価額」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

第7条中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「価格」を「価額」に改める。

第8条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「上下水道事業」を「下水道事業」に、「市長に提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第2項中「提出する」を「作成する」に改め、同項第3号中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に、「提出する」を「作成する」に、「管理者」を「市長」に、「提出しなければ」を「作成しなければ」に改める。

(香芝市上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第10条 香芝市上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

第1条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第2条第1項中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第5条中「管理者」を「市長」に改める。

(香芝市下水道条例の一部改正)

第11条 香芝市下水道条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第12号中「管理者」を「市長」に改める。

第3条第2号及び第3号、第5条、第6条、第8条第3項及び第4項、第9条第2項、第10条第2項、第3項及び第5項第2号、第13条第2項、

第14条、第15条第1項、第16条第2項、第18条から第21条まで、第24条第1項、第25条並びに第26条中「管理者」を「市長」に改める。

第27条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項第1号の表及び第2号の表中「当り」を「当たり」に改める。

第28条第1項第1号中「香芝市水道事業給水条例（昭和44年条例第12号）に基づき給水される水」を「奈良県広域水道企業団から給水される水」に改め、同項第2号及び第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第29条中「管理者」を「市長」に改める。

第30条第1号中「香芝市水道事業給水条例第25条」を「奈良県広域水道企業団」に改め、同条第2号中「管理者」を「市長」に改める。

第31条第1項中「管理者」を「市長」に、「香芝市水道事業給水条例第22条」を「奈良県広域水道企業団」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第32条第1項及び第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第33条中「管理者」を「市長」に、「届け出」を「届出」に改める。

第34条、第35条第1項、第36条第2項及び第37条から第39条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第40条第2項後段を次のように改める。

この場合において、「道路」とあるのは「公共下水道の施設又は敷地」と読み替えるものとする。

第41条ただし書、第42条、第43条第1項及び第2項、第44条、第45条、第47条並びに第48条中「管理者」を「市長」に改める。

（香芝市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の一部改正）

第12条 香芝市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例（平成24年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第5号及び第6号中「管理者」を「市長」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止）

第13条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）
- 2 香芝市水道事業給水条例（昭和44年条例第12号）
- 3 香芝市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技

術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年条例第 23 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（香芝市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第 11 条による改正前の香芝市下水道条例の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に対してされている申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して管理者からなされた処分その他の行為は、この条例の施行日以後は、それぞれ同条による改正後の香芝市下水道条例の相当規定により市長に対してされた申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して市長からなされた処分その他の行為とみなす。